

太陽の会事務局 〒371-0022 前橋市千代田町2-10-2 comm
 TEL: 027-212-2117 メール: info@machinaka.agency

交付目的	前橋の中心市街地に「新たな価値」を生む「個性的な事業」に対して重点的に支援することで、新しい企業城下町前橋としての価値や魅力を向上させることを目的とする。
申請方法及びフロー	 <ol style="list-style-type: none"> 1 受付随時 左QRコードの応募フォームからエントリー 2 事務局から受付メールご案内 3 一次審査（面談等） 4 二次公開審査（撮影、太陽の会 you tube 他 SNS で公開） 5 補助金交付 <p>※エントリーした時点で本要綱に同意したものとみなします。</p>
対象区域	前橋の中心市街地で店舗を始める方 ※mebuku PITCH チラシの地図参照
対象事業	原則、前橋市まちなか開業支援補助金（既存店舗支援補助金含む）の対象事業で交付決定を受けていること。ただし、重点指定業種（HP参照）の場合はこの限りではない。
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する説明及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則・交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、また太陽の会の本要綱についても遵守しなければなりません。 3 太陽の会の目的及び次の各号に賛同し協力しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 店舗等の内又は外に太陽の会の指定マークを掲示すること。 ② 太陽の会の広報事業（二次公開審査の撮影及びSNS発信、前後の密着撮影等）に同意し協力すること。
審査方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募フォームの審査、面談、現地調査（必要に応じて）により、一次審査通過者を選定します。 2 二次審査では、太陽の会開業支援部会でプレゼンテーション「mebuku PITCH」を行い、審査員が補助金額、条件等を決定し、通知連絡します。
交付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1次審査未通過 交付なし ・1次審査通過 10万円（最低）～200万円（上限） ※金額は2次審査の結果次第
交付時期	二次公開審査の時期は不定期開催のため（年2～3回を目途）、応募から審査及び交付まで一定の期間が空く場合がありますので、予めご了承ください。
補助金の使途	特に指定なし。ただし、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を太陽の会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。なお、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を太陽の会に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して太陽の会が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。
決定後の補助金の請求方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定後（二次審査通過後）、太陽の会事務局に「補助金交付請求書」を提出して下さい（書式は事務局にあります）。 2 上記請求内容を審査し、受理した日から30日以内に決定した補助金支払います。
交付決定の取消し等	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合 (3) 前橋市の補助金決定の全部又は一部が取り消された場合 (4) 交付決定後90日以内に開業しない場合 (5) その他太陽の会理事会が援助不相当と判断した場合 2 補助金の交付を受けた後、前項により補助金の交付決定が取り消された場合、指定された期限までに、取消しに係る部分の金額を太陽の会に返還しなければなりません。